

コトブキ市 出店者募集要領

1. 開催趣旨

多賀町中心市街地の活性化に向け、近隣住民や観光客をターゲットに管内事業者の販売機会の拡大、多賀大社前駅から多賀大社方面への人流創出を目指した「コトブキ市」を昨年度に続き開催します。「コトブキ市」の開催により、原油価格や物価の高騰で落ち込んだ消費や販路を回復させることを目的とします。

1. 地域内の消費者および周辺沿線の消費者をターゲットとしたイベントを開催する。
2. 定期的な開催継続により、近江鉄道利用者や駅からの参拝客の増加を見込む。
3. 多賀 SIC 利用参拝客の動向と今後の駅前開発計画の課題調査とする。
4. 中心市街地の商店の活性化、特産品の育成強化事業へと繋げる。

2. 事業の概要

●事業開催日

| | | | | | |
|-----|------|--------|-----|------|--------------|
| 第1回 | 令和5年 | 7月29日 | (土) | 通行止 | …10:00～16:00 |
| 第2回 | 令和5年 | 8月26日 | (土) | 準備時間 | …10:00～11:00 |
| 第3回 | 令和5年 | 9月30日 | (土) | 開催時間 | …11:00～15:30 |
| 第4回 | 令和5年 | 11月25日 | (土) | 撤収 | …15:30～16:00 |

※小雨開催。荒天や強風時には開催を中止します。

※10月は「多賀ふるさと楽市」開催予定のためコトブキ市は実施いたしません。

上記日時において、近江鉄道多賀大社前駅前付近（多賀大社鳥居から藝やカフェまでの区間）を歩行者専用道路として車両通行規制をかけ、近隣の住民を含む一般客を対象とした、20店舗の出店者によるイベントを開催します。

●出店募集数

各回20店舗（予定） ※協力団体の出店状況により変動します。

3. 出店申込について

(1) 出店者の要件

下記のいずれかに該当する場合、出店の申込が可能です。

- ・多賀町商工会の会員
- ・多賀町内に事業所を有する事業者
- ・多賀町内で活動する団体
- ・多賀町の住民

※ なお、次のいずれかに該当する事業者等は対象外とさせていただきます。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う事業所

- ・政治活動、宗教活動を主たる目的とする事業所または個人
- ・暴力団対策法の規制を受ける事業所または個人

(2) 出店募集の内容

①共通備品（一律に主催者が手配）

タープテント1張

②貸出し可能な備品

長机、パイプ椅子

※貸出を希望される際は、別紙出店申込書にその旨をご記入下さい。

③販売物等

食品、非食品に関わらず対象としますが、食品の場合、別紙「模擬店等を開かれる方へ」に記載のある「取り扱える食品」に該当するもののみとします。

④注意事項

- ・電源、及び給排水設備は用意しません。共同の手洗い場のみ設置します。（手洗いのみ）
- ・出店内容に応じ、道路汚損防止のための養生シート等の用意をお願いします。
- ・火器を使用される場合は、消火器の携帯が義務付けられております。各自で消火器をご用意下さい。
- ・火器を使用され、かつ長机を借用される場合、長机が燃えないよう、耐火ボードを敷く等、各自で対応をお願いします。

(3) 申込方法

上記の要件をご確認いただき、別紙「コトブキ市・出店申込書」に所定の事項を記入の上、多賀町商工会までお申込み下さい。（FAX送信を推奨）

※1事業者1テントのみの申込み、受付とさせていただきます。

※募集を上回る申込みがあった場合は抽選となります。詳細は（6）で後述します。

(4) 出店料

- ・各回の出店につき2,000円の出店料を徴収させていただきます。
- ・事業開催日の当日、受付にて納入下さい。（おつりが出ないようにお願いします）

(5) 出店募集期間

第1回分…締切 令和5年 7月4日（火）

第2回分…締切 令和5年 8月4日（金）

第3回分…締切 令和5年 9月4日（月）

第4回分…締切 令和5年11月2日（木）

※第1回分の募集時に、第4回分までの出店申込をまとめて行っていただくことも可能です。

※最初の申込の他に、追加で出店を希望される場合は、それぞれの締切日までに改めて申請してください。

※申込時の出店の内容を後日変更する場合は、各申込締切日までにその旨事務局までお申し出ください。（事前に保健所の許可を受けていない食品は出店できません。）


(6) 出店申込後の流れ

- ・各出店募集締切後、申込内容を確認の上、追って事務局より申込者宛に出店の可否を郵送で連絡させていただきます。なお、募集店舗数よりも申込数が多かった場合は、事務局で抽選を行い調整させていただきます。

※申込順に申込先に番号を付与し、抽選アプリを使った不作為な方法にて実施します。

- ・各出店者の出店物の内容を取りまとめ、商工会が一括し彦根保健所へ食品衛生の届け出を行います。
 - ・事業開始前に出店者向け説明会を開催します
 - ・各事前説明会の際、PR チラシとポスターを各出店者に配付させていただきます。店頭への掲示、SNS 等、イベント広報活動へのご協力をお願いします。
- 第 2 回目以降も、事業の都度、出店者へ配付します。

■お問い合わせ・申請先

 多賀町商工会

〒522-0341 犬上郡多賀町多賀 2 3 0 - 1

(電 話) 0 7 4 9 - 4 8 - 1 8 1 1 (有 線) 2 - 2 0 4 0

(F A X) 0 7 4 9 - 4 8 - 2 1 8 8

コトブキ市・出店申込書

令和 5 年 月 日

| | | | | | | | |
|--|---|-------------------|-----------|-------------------|---|--------------------|---|
| 申請（事業）者名 ・ 代表者名 | | | | | | | |
| 店 舗 名 | ※チラシ・多賀町商工会の公式ウェブサイト等に記載される名称となります。 | | | | | | |
| 連 絡 先 所 在 地 | 〒 ー | | | | | | |
| 電 話 番 号 | | | F A X 番 号 | | | | |
| 担 当 者 名 | | | 緊 急 連 絡 先 | | | | |
| 申請者区分 | <input type="checkbox"/> 商工会員 <input type="checkbox"/> 町内企業 <input type="checkbox"/> 町内活動団体 <input type="checkbox"/> 多賀町民 | | | | | | |
| 出店内容 | | | | | | | |
| 出店品目ごとに ・商品名 ・個数 をそれぞれ記入して 下さい | | | | | | | |
| 火器使用の有無 | 有り ・ 無し | | | | | | |
| 使用火器機具名 | | | | | | | |
| 出店申込日・貸出希望備品 | | | | | | | |
| <第1回> 7月29日（土） | | <第2回> 8月26日（土） | | <第3回> 9月30日（土） | | <第4回> 11月25日（土） | |
| | | | | | | | |
| 長机 | 台 | 長机 | 台 | 長机 | 台 | 長机 | 台 |
| 椅子 | 脚 | 椅子 | 脚 | 椅子 | 脚 | 椅子 | 脚 |

※希望申込日欄に○をつけ、備品欄に要望数をご記入下さい。

| | | | |
|--------|------|-----|--------|
| 事務局使用欄 | 受付番号 | 受付日 | データ入力日 |
| | 号 | / | / |